

令和7年度第3回大網白里市男女共同参画審議会 議事要旨

日 時	令和7年8月18日(月)14時～16時00分
場 所	中央公民館 2階 会議室
出席委員	別紙出席者名簿のとおり
欠席委員	川名辰司委員、葛岡正浩委員、内山秀星委員、高野梨穂委員、鵜澤保之委員
配付資料	別添のとおり

<議事要旨>

【1 開会】

【2 議題】

(1) 第3次大網白里市男女共同参画計画素案について

計画素案について説明

会 長 何か質問、意見はあるか。

会 長 ではまず私の方から何点か確認したい。この5年間で計画に関係する新しい法律がいくつか出来ており、その1つに「女性支援法（困難な問題を抱える女性への支援に関する法律）」がある。この法律により、義務ではないものの地方自治体でも努めることとされている点があるかと思うが、この法律の関係で新しく加えたところがあれば教えていただきたい。

2つ目として「児童生徒性暴力等防止法（教職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律）」ができています。本計画については、以前から学校についての記述が浅いところがあったが、今回、性犯罪等の観点から生命（いのち）の安全教育を実施するということが指標の73番で追加されているのは良い点だと思う。しかし、そうであれば、指標については啓発ではなく実施を100%という形にした方がよいのではないかと。

3つ目として、今回策定する第3次計画の計画期間5カ年の間に日本版DBS（こども関連業務従事者の性犯罪歴確認の仕組み）とも言われている、「子ども性暴力防止法（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律）」が施行される。これにより、一定の事業所は性犯罪歴の有無について確認する義務を負うことになり、地方自治体においても義務・努力義務となる部分があるため、それを先取りした形で、児童に対しての教育だけでなく教職員向けの教育など、計画に入れた方がよいのではないかと。

また、男性の育児休暇については配偶者出産休暇という形で反映されているので良いと思うが、性犯罪の点について刑法が2023年に大きく改正されているものの、その関係が反映されていないように感じる。

事務局 女性支援法に関しては、42 ページの事業番号 67 のところで、相談支援体制の充実について、相談員の名称変更にはなってしまうが、女性相談支援員というものを入れている。

会長 名称を変更するだけではなく、もう一步踏み込んだ施策を検討して欲しい。困難な問題を抱える女性への支援というものは今まで無かった部分になるので、これをどこに位置づけるかというのを考えなければならない。例えば、基本目標Ⅳの基本的な課題「(4)誰もが安心して暮らせる環境の整備」のなかで、ひとり親家庭などの支援、高齢者や障がい者への支援という項目はあるので、新たに困難な問題を抱える女性への支援ということで、相談支援体制であるとか関係機関との連携のようなものを何か追加してもよいのでは。

また、児童生徒性暴力等防止法のほか、こども性暴力防止法による日本版 DBS についての動きが来年にはあると思うが、これらに関するものを計画に入れる必要がある。日本版 DBS について言えば一時保育などの保育関係や学校も全て含まれ、性犯罪歴について必ずチェックするというのを義務づけているため、それを計画のどこかに入れられないか検討して欲しい。学校においては、近年、児童・生徒に対する性犯罪に関する様々な事例がある。あらゆる暴力の根絶と人権の尊重という観点から、これらの学校における性暴力から子供たちを守るということを加えた方が良くと思う。計画の 5 ページのところと言うと、基本目標Ⅴの基本的な課題「(1)DV(ドメスティック・バイオレンス)・虐待等の防止と被害者支援」の中で、「⑤学校の安全を守る、子どもを性暴力から守る」というような項目を加えられると良い。

参考までに、千葉県では、現在次期男女共同参画計画の策定に向け検討しているが、その中で、誰もが安心して暮らせる環境の整備という観点から、困難な問題を抱える女性の支援について追加する予定のようなので、やはり市の計画でも追加を検討したい。

一方で、千葉県では、働く場における女性活躍の推進を新たに基本目標として掲げる予定となっているが、大網白里市の計画は、環境を作り、意識を変え、職場労働環境を作り、安心した地域にして暴力を根絶するという風に組み立てられており、これはこれでよくできているので全面的に千葉県を参考にする必要はないように思う。

最後に、昨今の動向として、ネットであるとか DX であるとか、そういった環境が推進・拡大している中で、それらが及ぼすネガティブな要素、例えば SNS でのトラブルなどについて、あらゆるハラスメントの防止のところに、SNS を使ったハラスメントのようなものを追加した方が良くと思う。

事務局 意見を元に検討する。

会長 9 ページの事業番号 8 は、男女混合名簿だけではなく、例えば女性の校長先生の割合を増やすといったような学校運営の部分と、PTA 参加者に女性が多いとか部活遠征時のお茶出しに女性が多いといったような慣習の部分を検討するところになる。大網白里市の実態は把握していないが、男女混合名簿の活用を完了しているということであれば、全小中学校での学校運営・慣習について男女共同参画に基づく

対応ができるように改善を図るといような形に書き換えた方が良い。

また、グラフについて、それ自体は見やすく良いとは思いますが、男女共同参画に関する意識の部分については、男女を分けたものが良かった方が良いでしょう。例えば、20 ページ下段に「仕事を持ち続けるうえで障害となっているもの」というグラフがあるが、男性と女性でこの意識は全く異なるのではないかと思う。

全てのグラフでそうする必要はないが、少なくとも、基本的な表、7 ページの「男女の地位について」や「男女の役割分担についての意識（「男は仕事、女は家庭」という考え方について）」など、いくつか男女で分けたグラフに差し替えた方が良いでしょう。

15 ページの事業番号 11 番の指標、審議会の女性割合については、最終目標としては 50%を目指さなければならない。各審議会では当て職の場合もあるということだったかとは思いますが、現行の指標が 30%で、大網白里市では現状 25%で引き続き 30%を目指すというところだが、次期計画としてはせめて 40%を目標として欲しい。

16 ページの事業番号 16 番について、「マタニティ教室へ男女での参加を促すなど…」という表記は、LGBTQ の方々を排除しており望ましくない表現のため、「…カップルでの参加を促すなど…」とすべきである。また、併せて多様性の理解についての表記で、「LGBT」としているところは、自分の性別を決めていない方というのが Q に当たり、昨今はそれが一般的になってきているので、少なくとも「LGBTQ」としてもらいたい。

29 ページの事業番号 33 番の指標、病児保育は 2 ヶ所で十分なのか。現状 2 ヶ所あり、3 ヶ所以上に増やすのを目指すのではなくもうこれで十分ということであれば、計画に載せる意味もないように思う。また、事業番号 29 番の男性の育児休業の取得率について、計画の主旨として少なくとも市職員は積極的に取得しなければならないと思うが、指標については今できることではなく 5 年後にどうありたいかという観点で目標値を決める必要があるため、指標は 10%ではなく 100%にすべきかと思う。

41 ページの事業番号 64 番については、項目を削除しても良いとは思いますが、だとすれば窓口を増やすだとか、窓口を周知するといった形にする必要がある。本計画は 5 カ年計画であり、目標時期は 2030 年である。今後、子供の人口減少の加速が見込まれる状況で、2035 年 2040 年になると、大学進学 of 18 歳人口が大きく減少し今の定員の 7 割程度になるだろうという予測もあり、その中での 5 年間というのはとても重要な時期となり、その点で、子供に手厚い計画にするというのが一つ重要な要素となる。子供がいた場合にその子供にいかにか手をかけるのか、大網白里市に来るととても子育てがしやすいと思って貰えるよう、子育て支援において今何が一番大事なのかということを担当課で検討してもらい、人口流出ではなく流入するような案を考える必要があり、その中で、男女平等を何とか図ろうとしているといったアピールがあってもよいのでは。

事務局 意見を元に検討・修正する。

会長 他になにかあるか。

委員A 学校における教員向けの性暴力についての研修の話があったが、性暴力だけではなく、47 ページの多様化についても検討してもらいたい。かつて自分の職場でも G の子供がおり、トイレの問題など、改めて職員が勉強する必要が生じたことがあった。そのため、学校における多様な性の理解促進ということで、管理職をはじめとした職員向けの多様な性に対する理解の研修というのをぜひ入れてもらいたい。

もう一つ、大網白里市だけの話ではないが、区・自治会長を始めとした地域の役割の中で、女性がリーダーシップをとっているところが少ないように思う。その点について、少ないから増やせという政策だけではなく、例えば事業所でもよいので、女性の割合が増えたところなどを紹介するようなことができれば、何をどうすれば女性の割合を増やせるんだ、というように展開できるのではないか。30%という指標を定めるのもよいが、増加したところを実績として紹介するというのも一つとして検討してもらいたい。また、併せて区・自治会長の女性の割合を指標とするのも効果的ではないかと考える。

会長 確かに LGBTQ について、この 5 年間で理解増進法も施行された。そういった現状を鑑みれば、児童生徒が安心安全の環境の中で生きていくために、まずは家庭における児童虐待に対する対応があり、そこに学校での性暴力対策や教育などが加わり、さらに LGBTQ などの多様性についての教育といった面で学校との連携が入れられると良いと思う。

なお、47 ページの事業番号 80 について、「住民と外国人住民がお互いの…」という書き方はふさわしくないので、「住民がルーツの違いに関わらず、お互いの文化を認めあいながら、同じ地域の住民として…」というように修正してはどうか。

もう一点、千葉県では多様性に関する条例が施行されたが、これに対して大網白里市ではどのような対応をしているか。

事務局 今のところ、千葉県の多様性に関する条例に合わせて本市で何か特別に変更しているところはなく、現行のままである。

会長 把握した。他になにかあるか。

委員B 子育てに関連する部分で、児童虐待については、市と民生委員児童委員などが連携し広報啓発に務めているところかと思うが、女性に対する虐待・DV の予防などについての啓発ができてないというのが大網白里市の現状ではないかと思う。市からの情報を見ても、児童虐待についての情報は比較的出てくるが、女性が困ったときにどこへ相談するのかといった部分が見えてこない。その点について、女性に寄り添うような形で市でもさらに力を入れてはどうか。

会長 どこに行けばどういった支援の仕組みが用意されている、ということをより一層広報・啓発すべきということかと思う。相談支援体制がいくつあったとしても、関係機関が連携したとしても、それを知らないということが問題となる。41 ページの事業番号 64 番で相談窓口の周知を図るとしているが、現状はどのように周知を図っているのか。

また、要保護児童対策地域協議会や児童相談所など関係する機関等があるが、ここではどのようなことを行っているかと言った説明や、児童虐待が発見された場合にどのような流れで対応が取られるかといったことは、ここでいう広報啓発に入っているということによいか。

事務局 要保護児童対策地域協議会については、大人の女性に対する会議・ネットワークではないため、そこで情報共有するということには行っていないが、児童虐待に関しては市と民生委員児童委員で連携し広報啓発を行っているところである。困難な問題を抱える女性への支援については、法改正が令和 6 年度にあった。生活困窮など女性の抱える困難な問題については、行政がこれまでも関わってきたところが大部分で、経験豊富な女性相談員もおり、まずはこれまでどおり然るべき関係機関につないでいくということからしっかり対応していきたいと考えている。

また、広報啓発については、千葉県から提供を受けた啓発物資を窓口やトイレ等に配架しているものの、他機関と協力しての啓発は行っていないのが現状であるため、その部分については課に持ち帰り検討させてもらいたい。

会長 相談した結果どうなるか分からない状態で相談を促すのもどうか。例えば、市の虐待等の相談窓口一覧など、そういったものの中で、相談したらどういうことが起こるか、何ができるかといった内容を含めた、ハンドブックのようなものが作成できると良いと思う。どこの自治体でも行っているものではなく、中々難しいところかもしれないが、大網白里市への転入者や母子手帳の交付時などに、虐待の相談窓口を教えるだけでなく、先ほど言ったようなことを周知する新しいタイプの広報啓発を実施するというようにできないか。例えば事業番号 64 番であれば、窓口の周知だけでなく、「DV での相談窓口について周知するとともに、どのような支援を受けられるかを明確にする…」だとか、その程度のことを計画に入れられれば、今意見のあったことが少しはできるのではないか。

また、児童虐待と DV の連携について、本計画でも事業番号 69 番、関係機関と連携を図るとしているが、配偶者暴力防止法でも必置が義務ではないものの市町村でも会議をつくるよう努めることとされているため、そういった点も踏まえて、具体的にどのように連携を図るのかを少しでも書き込めると良いのでは。

会長 基本的な枠組みはこれでよいと思うが、指標をどの程度にするのか、社会や意識の変化に応じて大網白里市でも男女共同参画の取り組みを増やしていく必要がある。例えば 7 ページのグラフなどでもそうだが、過去からの意識調査結果を比較すると意識などが改善されてきているのが窺えるため、今後は「わからない」という回答を減らすことが必要ではないかと思う。わからないではなくどちらなのか回答させる、何故分からないのかをここで考えて貰うといった工夫を次回の調査では検討して欲しい。

事務局 承知した。

会 長 27 ページの事業番号 30 番について、企業誘致条例というのは、例えば男女共同参画を推進している企業だと積極的に融資するという条文があるということか。

事務局 男女共同参画に限って融資という形にはなっていない。ワークライフバランスの観点から雇用の創出という点で、市内在住者を雇用した場合に人数に応じた奨励金がある。

会 長 男女共同参画に限らないのであればここに入れる必要はないのではないかと。例えば、従業員の 3 割以上が女性であるとか、役職者の女性割合が 3 割を超えているなど、男女共同参画を推進している事業所を企業誘致の条例に基づいて優遇するというのであれば分かるが、女性を増やした場合の優遇というのが無いのであれば関係ないので削除した方が良いのでは。

また、事業番号 31 番の SDGs というのは良いが、具体的にどのような取り組みを行って実現するのか見えてこない。市民の声というのもあるのは良いと思うが、表彰・顕彰するシステムのようなものがあるのもよいのではないかと考える。例えば、女性活躍推進の優良企業を国が認定する「えるぼし認定」や、その子育て支援版のような「くるみん認定」などがあるが、そういった企業を調べて数を増やすとか、国の取組みの一つに女性のチャレンジ賞というのもあるので、その受賞を目指す企業や個人を支援するといった施策などを検討してはどうか。市や企業の規模的にえるぼし認定などが難しければ、市独自の認定制度を作るというのを施策や指標とするのも一つとして検討してみてもどうか。

会 長 他にないかあるか。

委員C 9 ページ、男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進のところ、【現状と課題】の 3 段落目、「学校教育においては、教育や指導だけではなく、学校の日常生活や、行事においても…」という部分について、「学校教育においては、各教科等の指導のみならず、学校の日常生活や行事等の学校教育活動全体を通して…」というように修正するとより良いのでは。

また、30 ページの事業番号 40 番について、環境の整備というところで、具体的にどんな取り組みをしているかを伺いたい。

事務局 男女共同参画地域推進員の協力のもと、毎年、男女共同参画だよりというものを郡市内で共同作成しており、これを各区・自治会へ回覧し啓発している。

委員C 過去に区・自治会長を経験したことがあるが、その当時、区・自治会長をやる女性というのは、小さな自治会であれば時折いたようだが、区長会には他に 1 人もいなかった。その区・自治会長としての活動の一つに神事関係の催し等があるが、その活動の中で女性に対する差別的な発言があり、非常に嫌な思いをしたことがある。最終的には人員不足から当時区・自治会長であった自身が対応することとなったが、地域というのはまだまだ差別が残っている現状がある。今回の資料などを見ると、

そういった意識など徐々に改善されているというのを感じはするが、地域においてはまだまだそのようなところが多いのではないかと。男女共同参画だよりの広報だけでなく、何かもう少し具体的な施策が必要ではないかと思う。

会 長 大網白里市の計画では、男女がともに安心して暮らせる地域づくりを基本目標の一つとしているので、事業番号 40 番など、男女の不平等な習慣を見直すところがあるものの、そもそも何が不平等な習慣なのかが分からない人もいると思われるので、それについての調査を行うといったように、地域に根強く残る男女の不平等な習慣や慣行について募集してみるのも良いのではないかと。自身が当たり前と認識していることが実はそうではないということを目視化し気づいてもらうということも重要になるため、そういった視点を事業番号 40、41、42 番のところに入れ込めないかと思う。例えば、事業番号 40 番で、「…男女不平等な習慣・慣行等の見直し…」とあるが、見直し対象が明確でなければ何を見直すべきか分からないので、「…差別の洗い出しとその見直しに向けて…」というように修正することで、今日明日出来なくても、今後の施策等の足がかりとできるのではないかと。先ほどの差別の話为例にあげると、当事者は「それは差別ではなく伝統だ」と言うことがある。しかし、いくら伝統だからといっても、日本国憲法、男女共同参画基本法ができてきている今の時代では、それが差別的な伝統であれば変えていかなければならない。少しずつでもこういったことをしていかなければ意識を変えることは難しい。

会 長 最後に、第 2 回審議会時に後日回答となっていた職員の昇任等について、女性に限らず昇進を望まない職員が増えているということだが、これについては、仕事と家庭の両立支援の部分で、例えば育児休業の取得が当然の雰囲気作り働きやすい職場だということを周知するとか、昇任したら楽しい、困難な問題ばかりではないというようなことをアピールするなどの対策を考えて貰いたい。今の管理職が楽しそうにしている姿を見せていくということも少なからず効果があるはずなので、管理職の中で趣味や子育てと仕事を両立しているロールモデルのようなものを作成するのも良いのでは。

(2) その他

事務局 今回の意見を踏まえ素案を修正し、会長に確認後、パブリックコメントを実施する予定である。次回の審議会は、11 月～12 月頃を予定しており、日程が決まり次第連絡する。

【3 閉会】